第十七条　削除	（口座振替の方法による支払） 第十七条　出納主任は、取引金融機関その他基金が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、取引金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をすることができる。
第十八条　削除	（隔地払等） 第十八条　出納主任は、次の各号の一に該当するときは、必要な資金を取引金融機関に交付して当該金融機関に支払をさせることができる。 一　隔地の債権者に対し支払をする場合 二　前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金口座への振込の方法により支払をする場合 2　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第二条の総務省令で定める方法は、第十七条及び前項に規定する方法とする。 3　出納主任は、第一項第一号の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～44　略］ 45　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　不動産登記法第七十六条の四の符号の表示に関する事務の対象となる者の生存の事実の確認 ［略］ 九　不動産登記法第七十六条の六の変更の登記に関する事務の対象となる者の生存の事実の確認又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 十一　［略］ 十二　［略］ 十三　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～44　同上］ 45　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ 八　［同上］ ［新設］ 九　［同上］ 十　［同上］ 十一　［同上］